

「モデル小説」からみる
ライヴァシーの近代

日比 嘉高

第12回

「モ、デル問題」の登場 内田魯庵「破垣」の発禁 1

近代小説史上、はじめて「モデル問題」で
発売禁止処分を受けた小説、内田魯庵「破垣」――。
モデル小説をめぐる一〇〇年前の様相を探る。

1 内田魯庵と「破垣」

▼ 内田魯庵について [資料1]

▼ 小説「破垣」

『文芸俱楽部』第七巻第一号、一九〇一（明治三四）年一月一日掲載。署名は内田不知庵。発売三日後の二月四日に風俗壊乱を理由に発売頒布停止の処分を受けた。「モデル問題」が理由と考えられる近代の発売頒布禁止としては、もっとも早い事例。

あらすじ 何某新男爵のもとに女中として仕えるお京は、男爵による性的な干渉に悩んでいた。彼女は訪れてきた母親にそれを相談するが、意外にも母親はお京を叱責した。彼女自身もかつて妾だった母親は、男爵家の内幕を承知の上で、容色のよい娘を送り込んでいたのである。秋の日、男爵家の別邸では、男爵夫人发起の矯風俱楽部の秋季例会が行われていた。境を接した隣家の離屋では会を抜け出した男爵と、彼の後ろ盾たる老伯爵らが女談義に花を咲かせ、お京の噂までもしている。一方、邸内の離屋はなれでは、お京が奇しくも小学校時代の恩師に再会し、主人の仕打ちを訴えていた。矯風会の会員でもある若い小学校教師は男爵の偽善に憤るが、そこへ先の席を退出した男爵本人が聞きつけて乗り込んでくる。口論の末、男爵は教師に、矯風俱楽部から除名したうえ、教師も免職にしてやると言い放つ。その後、男爵はますます重用され、夫人は体調がすぐれず、お京と教師の消息は分からぬ、という後日談が付される。

2 内田魯庵と社会小説

2・1 魯庵の小説（家）観

2・1・1 小説家とは

■引用1 ■魯庵「今日の小説及び小説家」『国民之友』一九五号、一八九三年七月三日

「小説家の責任は極めて大なり。渠の著作は人間界の現象を直指して直接の感動を与へ以て世を警醒せしむるのみならず、社会に於ける渠は真摯敬虔にして師表に立つの志を忘るべからず。」³⁶⁶頁

■引用2 ■魯庵「再び今日の小説家を論ず」『国民之友』二〇一～三号、一八九三年九月一三日、二三日

「文学上に於ける原動力とは何ぞ。曰く思想是れなり。思想は文学の原動力なり。思想にして高且大ならんか文学は則ち高且大なるべし。」³⁷⁵、³⁷⁶頁

「小説家なるもの何ぞ。曰く人生の探求者なり、社会の批判者なり。人間心性の説明者なり、普通道徳の説教者なり、此故に他の美術家と共に自然の美を發揮して煩擾紛糾せる生活の中より人心を釈放するの義務あるものとす。而して一個人としては他の哲学者及び宗教家と共に社会に立てる活ける摸範たらざるべからず。」³⁷⁸、³⁷⁹頁

■引用3 ■魯庵「朝茶の子」「新小説」一八九九年五月七月

「人は紅葉氏及び其派を呼ぶに写実を以てす。是れ敢て不当の命名にあらざるべしと雖ども果して能く明治時代を写実したりやと云はゞ較や疑はざるを得ず。〔…〕是れ〔紅葉〕氏が時勢粧の実を写すに長じて而して終に明治思想を解せざるにあらざる乎。」⁵¹¹、⁵¹²頁

「苟くも明治の文壇に霸を立てんとするものは此〔戯作者的〕通弊を脱して進んで社会の活問題を討尋し他の政治家宗教家等と共に之を解釈するを以て自家の責任となざるべからず。」⁵¹²頁

「我等は信ず、文学者は須らく哲学者と共に精神界の中枢となつて社会の予言者、人生の教師、造化の説明者たるを期すべしと。」⁵¹⁷頁

■引用4 ■魯庵「小説界の新潮流（殊に泉鏡花子を評す）」『国民之友』二六三号～二六四号、一八九五年九月一三日～二三日

「小説を作るは重大なる事業なれば常に謹厳質直苟くも都々逸川柳を作ると同一に考ふべからず。」²²⁸頁

「余は切に新進作家に望む、半ば老朽せる大家先生の為を学ぶ勿れ、願くは謹厳真摯にして「戯作」なる言語をして過去に葬らしめよ。願くは惣ての人間と喜憂を共にし倫理書を著はすと同じ心を以て小説を述作せよ。」²²⁹頁

2・1・2 目指すべき小説とは

魯庵はその初期——明治二〇年代から「社会」に対する関心は強かつた。

■引用5 ■魯庵「囁水冷語」「太陽」一八九九年八月

「其事実を以て材料とせよといふにあらず事実の跡を尋ねて雑報記者亞流が到底窺ひ得ざる奥を極め以て一般社会の心理的及び倫理的消息を描けといふのである。〔…〕況してや議論多くして事実少き宗教政治及び他の社会的問題の如きは全く其蹟を尋ねやうともしないで恰も小説家が撰択すべき材料以外と考へてゐるやうである。」⁵⁴¹頁
「機会の投すべきあらば傍ら活動社会に加はりて其実状を審かにし其材料を饒かにし以て今の單調なる恋愛小説を

複雑なる社会小説たらしむるは即ち文壇の革新である。(爰に社会小説といふは別に此種の小説あるを意味するにあらず。普通人事を描くと同時に社会一般の実情を髣髴せしむるをいふ。)」550頁

【資料2】 内田魯庵『社会百面相』(博文館、一九〇一年六月)、序

2・2 同時代における「社会小説」への関心

▼ 「社会小説」をめぐる明治三〇年前後の動向

【資料3】 猪野謙一「解説」(内田魯庵『社会百面相』下、岩波書店、一九五四年九月)

■引用6 ■ 石崎等「魯庵とその時代」『文学』一九八六年八月

「社会の堕落を好んで暴いてみるという傾向は、ひとり魯庵だけのものではなく、明治三〇年代文学の一般的な特徴でもあった。ひと言でいえば、それは〈近代〉の進展にともなう社会的な諸矛盾の増大に対して、作家が視野を拡げてそれに対応しようとしたことの表われである。」

3 「破壊」発禁事件

3・1 概要

- ⇨ 発売の理由は風俗壞乱か――
- ▼ ある噂
- 引用7 ■ 「○彙報 司法及警察」(「官報」第五二五一号、一九〇一年一月七日)、21頁
「○発売領布停止 東京府東京市ニ於テ発行ノ文芸俱楽部第七卷第一号ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認メ新聞紙条例第二十三條ニ依リ本月四日内務大臣ニ於テ其発売領布ヲ停止シ仮ニ之ヲ差押ヘタリ」。

■引用8 ■ 内田魯庵「『破壊』に就て」(『創作苦心談』新声社、一九〇一年三月、所収)、274頁 「些か口外は憚る事もあつてお話し出来ませんが、妙な説を立た人もありますよ」

- 引用9 ■ 同「暮の廿八日」其他(『早稻田文学』第240号、一九一六年一月)、203頁。
「時の内相某が自分の秘密をスッパ抜かれたといふので甚だ不機嫌であつたのを属官が意を嚮へて禁止したといふ噂があつた」

⇨ 「男爵」＝末松謙澄? 【資料4】 下写真

cf. 「名誉毀損」を理由にする論者もいる

3・2 社会小説とモデル問題

- ・社会小説はある種のリアリズム
- ・しばしば小説には「モデル」がいることされる

■引用10 ■猪野謙一「解説」（内田魯庵『社会百面相』下、岩波書店、一九五四年九月）

「『社会百面相』は」おそらくは当時の新聞記事などから取材し、もしくは示唆を得たものもけつして少なくはないであろう。以下、例として砂糖消費税法、教科書大獄事件、日本女子大学校の開校、台湾統治問題など同時代の諸事件を作品と対照。

■引用11 ■「文士の徳義」『日本』一八九九年六月六日

「●文士の徳義 小説家が著作中の人物材料の選択は固と小説家が自由に属す〔〕然れども若し彼にして其模型を友人知己の間に取れる際〔〕之れを辱かしむるが如き仕組を為さば〔〕彼は即ち人間の徳義を忘却せるものと云ふべし〔〕小説家とて人間徳義以下に蠢動する劣等の動物にもあらざる以上は〔〕亦人間並に其徳義を守らざる可らず〔〕曩きに柳浪が一小説に於て湖處子とやらんを描きしといふ噂ありしが、頃者太陽紙上にかゝげし不知庵の落紅なる一小説は〔〕作家知己の人物を其まゝに取りつゝ而も其人物に侮辱を加ふべき事件を付着せりとの評ありて文界一隅の物論を買へり〔〕吾人は必らずしも不知庵が不徳を証明し得るものに非ずと雖も〔〕他をして爾かく叫ばしむる程の書きぶりは亦單に偶然のこととも領しがたし〔〕吾人は此件に関し不知庵が徳義上弁明の責任あることを勧告すると共に〔〕更に広く作家の注意を喚起す」

——その他にも

- 「女先生」と下田歌子
- 「くれの廿八日」と二葉亭四迷

3・3 反論する魯庵

発禁処分に対し、魯庵は激しく抗議した。

【資料5】 「『破垣』発売停止に就き当路者及び江湖に告ぐ」（『二六新報』一九〇一年一月一〇〇—一七日）

? なにがこの時代におけるモデル問題の焦点だったか